

「自治推進会議のルール」

前文

中標津町自治基本条例（平成24年条例第1号）に基づき、幅広く町民の意思を反映させるため、中標津町の町民が集い、基本理念や基本原則に関する想いや願いを語りあう意見、提言の場として、中標津町自治推進会議（以下「会議」という。）を設置します。

会議においては、自由闊達な発言や新たな発想を最大限に尊重し、それぞれの立場を保障するために、次のとおり「自治推進会議のルール」を定めます。

1. 活動のルール

- (1-1) 会議は、委員の主体的な参加と自主的な運営により実施する。
- (1-2) 会議においては、お互いの職務・肩書きなどを離れて、自由な活動と発言を行なう。
- (1-3) 会議では、委員それぞれが立場を越えて「中標津町自治基本条例」について考え、議論する場とし、その結果を町長に提言する。
- (1-4) 会議においては、政治・宗教・営利活動等を一切行わない。
- (1-5) 会議は、概ね年に4回開催することとし、必要に応じて会議回数を増やすことができる。又、いくつかのグループに分かれて討議を行なうことができる。
- (1-6) 会議に欠席又は遅刻する場合、会議開催日の前日までに、事務局へ連絡する。

2. 発言のルール

- (2-1) 会議の開催にあたっては、議題を明示し、発言が偏らないよう公平な運営に配慮する。
- (2-2) 発言は、簡潔に、わかりやすく発言し、他の発言者の話を遮るような発言は慎み、円滑な会議進行に努める。
- (2-3) 発言は、属する特定の地域、団体や組織の利害に関する発言などに偏らないようにする。
- (2-4) 発言は、特定の人や団体を誹謗中傷するようなことはしない。
- (2-5) 発言において、属する団体や組織としての責任を負うことはない。
- (2-6) 欠席者は、文書で発言することができる（事務局へ提出）。

3. 意見集約のルール

- (3-1) 会議での合意形成は、出席メンバー全員一致を原則とする。やむを得ない場合は、出席メンバーの半数以上の賛成でその結論とすることができる。また、必要な場合は、少数意見を併記する。
- (3-2) 意見を集約するだけでなく、結論に至る経緯や過程を重視するとともに、少数意見を尊重し、参考意見を添付することができる。

4. 会議公開のルール

- (4-1) 会議は公開を原則とする。

- (4 - 2) 会議の日程は、決まり次第、町ホームページ、まちづくり情報コーナー、総合文化会館、計根別支所で公表する。
- (4 - 3) 傍聴の許可は、会場の都合等を考慮して行うとともに、個人情報の保護の観点から許可しないこともできる。
- (4 - 4) 傍聴人は、傍聴人名簿に記載する。
- (4 - 5) 傍聴人は、会議において発言することができない。
- (4 - 6) 会議の写真及びビデオ撮影、録音については事務局の許可を必要とする。
- (4 - 7) 会議概要の閲覧は、町ホームページ、まちづくり情報コーナー、総合文化会館、計根別支所、企画課で行うことができる。

5 . 行政・関連機関との調整のルール

- (5 - 1) 会議の協議に必要となる資料の提示や説明、又は関連機関へ調査等を依頼する場合には、事務局に依頼する。

6 . 個人情報の保護のルール

- (6 - 1) 会議の参加者（委員、傍聴人、ファシリテーター、中標津町の職員、その他の参加者）は、個人情報の保護の重要性を十分認識し、他人の利益を害することがないように努めなければならない。

7 . ファシリテーター、座長の設置

- (7 - 1) ファシリテーターは、会議の場では公平な立場に立ち、発言の促進や話の流れの整理を行なうなど、会議の合意形成や相互理解を支援する。
- (7 - 2) 座長は、グループに分かれて行なう会議の場合、その都度任命し、その運営を、円滑に進めるよう努める。

8 . その他

- (8 - 1) 「自治推進会議のルール」は、委員総員の 2 / 3 以上の賛成をもって改正することができる。
- (8 - 2) 「自治推進会議のルール」に定めのない事項は、会議において協議して定めるものとする。
- (8 - 3) 「自治推進会議」の内容について、所属する組織、団体等に情報提供することは、拒まないものとする。

会議を傍聴される方へ

会議を傍聴される方につきましても、上記のルールをお守りいただきますので、よろしくご協力の程お願いいたします。